

伊豆の国市新火葬場基本計画（案）に対する 意見公募（パブリックコメント）実施要領

1 意見を求める計画等

伊豆の国市新火葬場基本計画（案）

2 計画（案）公表の方法

- (1) 伊豆の国市公式ホームページ「新火葬場基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）について」のページにて
- (2) 市役所公共施設整備推進課窓口（伊豆長岡庁舎 2階）
- (3) 大仁庁舎及び韮山支所ロビー

3 意見の提出期間

平成 29年6月5日(月)から 6月21日(水)17時まで

4 意見の提出方法と提出先

意見を提出する場合は、別紙の意見書様式に氏名（法人等の場合は名称及び代表者 氏名）、住所等を明記の上、意見提出の対象となる部分の計画等の区分、ページ、項目、意見を記載して以下のいずれかの方法で提出してください。なお、電話など口頭による意見の申出は、趣旨等内容が不明確になるおそれがあるため受け付けません。

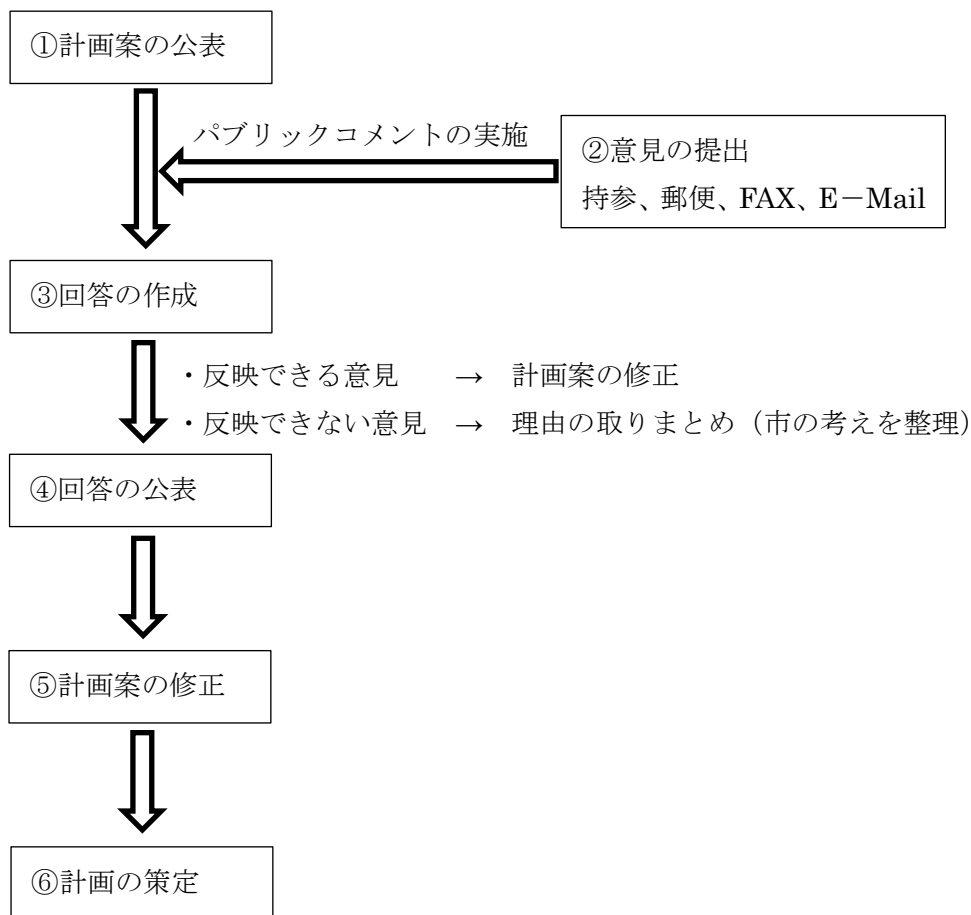
- (1) 持 参 伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 公共施設整備推進課窓口まで
- (2) 郵 便 410-2292 伊豆の国市長岡 340-1 公共施設整備推進課宛
- (3) F A X 055-948-2915
- (4) E-Mail koukyo@city.izunokuni.shizuoka.jp

5 意見に対する回答方法

以下の方法にて意見募集した結果、回答を公開します。なお、意見提出者への個別回答はいたしません。

- (1) 伊豆の国市公式ホームページ「新火葬場基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）について」のページにて
- (2) 担当課窓口閲覧（公共施設整備推進課）
- (3) 大仁庁舎及び韮山支所ロビー

6 パブリックコメントの手順



パブリックコメントについて

計画や条例など市の政策を作る時に、その内容等を公表し、市民から提出された意見を参考にして、意思決定を行う手続です。また、提出された意見の概要と市の考え方も同時に公表するものです。

※基本計画の賛否を問うために行うものではありません。